

監 査 契 約 書

平成 年 月 日

監査委嘱者

監査受嘱者

収入印紙貼付欄	
---------	--

収入印紙は印紙税法第2条による。

本契約書は各葉に契印すること。

監 査 契 約 書

監査委嘱者

監査受嘱者

監査委嘱者と監査受嘱者とは、会社法第337条第3項の欠格事由のないこと並びに公認会計士法第24条から第24条の3、同法第34条の11から第34条の11の3、金融商品取引法第193条の2及び日本公認会計士協会倫理規則第16条に規定する特別の利害関係のないことを確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、監査委嘱者と監査受嘱者とにおいて効力を有するものである。

1．監査の目的

- (1) 会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書の監査
- (2) 金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務計算に関する書類の監査証明

2．監査の対象となる事業年度

第 期	自 平成	年	月	日
	至 平成	年	月	日

(2)

3. 指定社員の通知

監査受嘱者は公認会計士法第34条の10の4に基づき、本契約における監査証明業務を指定証明とし、下記の社員を業務を担当する社員として指定し、本契約成立時に監査委嘱者に通知したものとする。

公認会計士 (当該事業年度を含む継続関与年数 年)

公認会計士 (当該事業年度を含む継続関与年数 年)

4. 指定社員以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士

5. 監査報告書等の提出時期

(1) 1. 監査の目的(1)に対するもの

監査報告書 平成 年 月

(2) 1. 監査の目的(2)に対するもの

中間監査報告書 平成 年 月

監査報告書 平成 年 月

(3)

6 . 監査受嘱者との連絡に当たる監査委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部課

7 . 監査予定時間数並びに往査場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、監査受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

指 定 社 員	時間
公 認 会 計 士	
そ の 他	
<hr/>	
計	時間

(2) 往査場所、時期及び日程

往査場所、時期及び日程については、監査受嘱者の申出に従い、別途協議する。

8 . 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額

(2) 支払の時期

(4)

9. 経費の負担

10. 特約

(1) 海外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

監査委嘱者

監査受嘱者

監 査 約 款

第1条（監査の公共性）

監査委嘱者と監査受嘱者は、監査の公共性を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条（監査委嘱者及び監査受嘱者の責任）

監査委嘱者の経営者は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務計算に関する書類及び計算書類等（以上を総称して以下「財務諸表等」という。）を作成し、法定期限又は監査受嘱者が監査を十分に行える時期までに、監査受嘱者に対し提出する責任を有する。

2. 監査受嘱者は、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、財務諸表等の適正性について意見を表明する責任を有する。

ただし、監査受嘱者は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しない。

第3条（監査の基準）

監査受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び中間監査の基準に準拠して監査を行う。

なお、中間監査は、年度監査と同程度の信頼性を保証するものではなく、中間財務諸表を利用する者の判断を損なわない程度の信頼性を保証する監査として位置付けられていることに留意する。

第4条（監査の限界）

監査委嘱者は、財務諸表等の作成には監査委嘱者の経営者による見積りや判断が多く含まれていること、監査が原則として試査により実施されること、内部統制には固有の限界があること、また、監査受嘱者が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであることから、監査受嘱者がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。

第5条（監査委嘱者の協力）

監査委嘱者は、監査受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう監査受嘱者に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。

監査委嘱者は、監査受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を監査受嘱者に提供し、監査受嘱者の書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

第6条（経営者確認書）

監査委嘱者は、監査受嘱者が一般に公正妥当と認められる監査の基準及び中間監査の基準に基づく監査手続の一環として、財務諸表等の作成の責任は経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を監査報告書及び中間監査報告書の交付日に監査委嘱者の経営者から入手することを了解する。

また、上記の経営者確認書のほか、監査委嘱者は、監査受嘱者が監査の実施過程において必要と認めた事項について、監査委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。

第7条（監査役（監査委員）との連絡）

監査受嘱者は、監査委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行う。

第8条（守秘義務）

監査受嘱者は、業務上知り得た監査委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。なお、監査委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

- 一 監査受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 監査受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
- 三 監査受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人からの質問や監査調書の閲覧に応じる場合及び後任監査人に財務諸表における重要な虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合
- 四 監査受嘱者が、自己の利益擁護のため必要やむを得ざる場合

第9条（監査報告書等の利用）

監査受嘱者の作成した監査報告書及び中間監査報告書については、監査受嘱者に無断で転載等をしてはならない。

第10条（利害関係）

監査委嘱者と監査受嘱者は、監査が被監査会社と著しい利害関係を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令及び日本公認会計士協会が定める特別の利害関係に該当する事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第11条（報酬の改定の申出）

監査委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、あるいは監査対象取引の増加等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、監査受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第12条（契約の解除・終了）

監査委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、監査受嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、監査委嘱者は、監査着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を監査受嘱者に支払う。

2. 監査受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、監査委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、監査受嘱者は、既に受領した報酬を監査委嘱者に返還するものとする。
3. 監査委嘱者及び監査受嘱者の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第10条に定める利害関係が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
4. 本契約が解除又は終了した場合、監査受嘱者は、後任監査人から引継ぎの協力を要請されたときは、監査委嘱者の了解を得て、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、監査委嘱者は、監査受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。

第13条（損害の賠償）

監査委嘱者又は監査受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第14条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。